

浮間一丁目第2アパート第一自治会の活動

今回は、浮間一丁目第2アパート第一自治会が行っている、見守り活動や居住者間の親睦を深める活動についてご紹介いたします。

見守りパトロール隊の活動

住宅敷地内で高齢者が転倒する事故をきっかけに、北区地域包括支援センターから見守り活動を始めてみるようアドバイスをもらい、平成 23 年より見守りパトロールを始めました。

自治会役員と希望者による見守りパトロール隊員は、現在 28 名です。月水金の 3 班に分かれて夏は 20 時、冬は 19 時から住宅敷地内や周辺を 45 分程かけて防犯パトロールします。その際に、単身高齢者等の見守り対象世帯について、部屋の電気が点いているか等、様子の確認も行っています。平成 25 年からは北区の「地域見守り・支えあい活動促進補助事業」の補助金を受け、物品購入や保険加入に活用しています。

自衛消防訓練や恒例行事など

○自衛消防訓練を毎年 8 月に実施し、平成 30 年は赤羽消防署の支援のもと消火訓練・バケツリレー・炊き出し等を行いました。訓練に参加できなかった高齢者には、体調や近況の確認もかねて、炊き出しのご飯とお茶を配りに訪問しました。

○居住者のみなさんで協力し合って春夏の草刈りや中低木の刈込・剪定、秋冬の落ち葉掃除を行い、夏は作業後にスイカ割り大会を行っています。毎年、お花見会・バーベキュー大会・荒川花火鑑賞会を催して、楽しく交流しながら居住者間の結束力を強めています。



今年 1 月の見守りパトロール隊集合写真



昨年の自衛消防訓練の様子



昨年のバーベキュー大会の様子



オリジナルの制度

平成 14 年頃、自治会活動にポイントカード制度を導入しました。活動に参加するとカードにスタンプが押され、一年間のスタンプ数に応じて報酬が贈られます。

スタンプをためることにやりがいを感じられるので、意欲的に協力してくれる人が増えました。

自治会長から一言

当アパートは荒川沿いにあり、桜やけやき、イチョウが季節ごとに表情を変える、緑豊かで閑静な住宅です。私達の自治会は、安心して気持ちよく暮らせる環境を守るために、みんなで協力し合い頑張っています。

現状での一番の悩みは、自治会役員の高齢化です。ポイントカード制度等の工夫の甲斐あって、少しずつ若い方や外国人の方が参加してくれるようになってきています。若い世代に自治会運営や取り組みを引き継いでいってもらおうのが、今後の課題です。

※自治会で取り組まれている事例などがあれば、是非当公社までご連絡ください。

自治会懇談会を開催しました

小平窓口センターでは、4つの自治会に出席していただき懇談会を開催しました。懇談会では、各自治会が行っている次のような高齢者への見守り活動が発表されました。

- ・本人の同意のもと緊急連絡先や家族構成等の情報を集めて、緊急時には迅速な対応が出来るようにしている。また、それらの情報は自治会役員が施錠保管をしている。
- ・お互いに近況の確認ができる交流の場として、集会所や近隣施設を利用し体操・輪投げ大会等サロン活動を主催している。
- ・入院や旅行等で不在にする場合は、自治会役員等に一言伝えてくれるように呼びかけている。

みなさまの自治会でも、ご参考の上、取り組まれてみてはいかがでしょうか。



昨年11月の懇談会の様子

- ・津田町三丁目アパート1～8号棟自治会
- ・秋津町五丁目アパート自治会
- ・清瀬野塩アパート自治会
- ・東久留米氷川台二丁目アパート自治会

共益費徴収事業 第三回募集の申込を受け付けています

2020年4月の共益費徴収開始に向けた募集の申込みを受け付けています。募集案内をお持ちでなく、申込みを検討される自治会等は、本紙のお問い合わせ先までご連絡ください。

申込受付期間は2019年6月末までとなっております。申込みにあたっては、自治会の規約に基づく決議等が必要です。

この事業は、自治会等で実施している

- ① 共用部分の公共料金の支払い
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り、中低木の刈込・剪定
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

のうち、自治会等が希望する項目について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収するものです。



草刈り、中低木の
刈込・剪定

「JKK 東京」の安否確認の取組と依頼時の費用負担について

JKK 東京では、みなさまからの入居者の安否確認の要請に応じて、迅速な情報収集及び入室確認を行っています。

自治会のみなさまにお願いします。お住まいの方について「電気が点きっぱなし」「洗濯物が取り込まれていない」「郵便物が溜まっている」などの異変がございましたら、警察及び消防に通報するとともに、当公社のお客さまセンターへご連絡願います。

※入室及び復旧に係る費用は、東京都が負担いたします。

本紙に関するお問い合わせは、JKK 東京 お客さまセンターへ
受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

・本紙に関するお問合せ 都営管理課 都営管理係 ☎ 0570-03-0071
・共益費徴収事業に関するお問合せ 都営管理課 都営管理推進係

・入居者の安否確認の要請など 緊急のご連絡はこちらへ ☎ 0570-03-0072
（24時間365日お受けします。）

一部の IP 電話・PHS 等、上記の番号がご利用できない方はこちらへ ☎ 03-6812-1171